

小規模特認校について

内灘町では、自然環境に恵まれきめ細やかな教育を推進している小規模な学校（小規模特認校）に通学することにより、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培うとともに、学校の活性化を図ることを目的とする「小規模特認校」制度を実施します。（平成27年度より西荒屋小学校で実施）

就学の条件

小規模特認校（西荒屋小学校）への就学を希望する場合は、次の条件を全て満たしていることが必要です。

- ・保護者及び児童がともに内灘町内に居住していること。
- ・小規模特認校（西荒屋小学校）の教育活動に賛同し、協力すること。
- ・保護者の責任と負担において通学できること。
- ・原則として卒業までの間通学すること。

定員数

各学年の定員は、通学区域から通学する者を含めて20人です。

（受け入れ人数は、内灘町ホームページをご覧ください。内灘町教育委員会にお問い合わせください。）

就学の時期

毎年4月1日（年度当初）を原則とします。

学校下見・校長との面談

事前に学校の様子を下見し、校長との面談をおこなってください。
面談は転入学予定の前年度 9月1日から10月30日の間で、直接西荒屋小学校に予約をしてください。（この期間が難しい方は西荒屋小学校にご相談ください）

申請書の受付

内灘町教育委員会に申請書を提出してください。（申請書は内灘町教育委員会及び、西荒屋小学校にあります。内灘町ホームページからもダウンロードできます。）
申請期間：転入学予定の前年度 10月1日から11月30日まで

就学の承認

転入学予定年の1月下旬までに保護者様に就学承認（または不承認）書を送付します。（就学希望者が予定人数を超えた場合は、抽選により決定する場合があります。）

就学の取り消し

就学を認めた後に、申請と事実が異なり、または小規模特任校制度の趣旨・目的と異なる事由が生じるなど、就学に支障があると認められる場合は、小規模特認校（西荒屋小学校）への就学を取り消すことがあります。

問い合わせ

内灘町教育委員会 学校教育課
〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1
Tel 076-286-6717 Fax 076-286-6714
e-mail gakkoukyoiku@town.uchinada.lg.jp